

大江町農業委員会総会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月) 午後4時20分～

2. 開催場所 大江町役場 201会議室

3. 出席委員(10名)

1番 菊地洋幸	4番 大泉孝一	5番 五十嵐弘
6番 松田俊夫	7番 伊藤真人	9番 小野健一
10番 橋本光弘	11番 鈴木義弘	12番 西田和之
13番 大泉晴稔		

4. 欠席委員(3名)

2番 佐藤茂美	3番 公平友和	8番 鈴木智子
---------	---------	---------

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の選任について	
日程第2	議案第10号	農地法第18条第6項の規定による通知書確認審査について
日程第3	議案第11号	農地法第3条の規定による許可処分について
日程第4	議案第12号	大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について
日程第5	議案第13号	地域計画変更に係る意見聴取について
日程第6	報告第2号	農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員 の任免にかかる専決事項の報告について
日程第7	報告第3号	農地改良完了報告について
日程第8	報告第4号	農地改良届の報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長(農林課長兼任)	阿部美代子	事務局長補佐	池田広貴
農地係長	佐藤慎吾		
(議案説明のため出席した職員)			
農林課長補佐	清野邦宏	農林課農政係長	堀智春

7. 会議の概要(午後4時20分 開会)

議長 本日は、お忙しいなか出席いただきましてありがとうございます。
それでは、ただ今から令和8年第4回農業委員会総会定例会を開会いたします。
本日、2番 佐藤茂美委員、3番 公平友和委員、8番 鈴木智子委員より欠席の通知がありました。13名中10名の出席となっており、本総会は成立しておりますこと

をはじめに報告いたします。

それでは、事前に配付しております議事日程に従って議事を進めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、議事日程に従い進めさせていただきます。

議 長 日程第1 議事録署名委員の選任について、大江町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、4番 大泉孝一委員と5番 五十嵐弘委員のご両名にお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。

日程第2 議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書確認審査について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。別紙一覧表をご覧ください。

No.1について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は田、面積1,953㎡、解約の理由は賃借人が亡くなり耕作することができなくなったことによるものです。

No.2について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は田、面積916㎡、解約の理由は今後賃貸人本人が耕作する意向があるためで、現在そのための準備を行っている段階とのことです。

No.3について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は畑、面積1,954㎡、解約の理由は新たな賃借人と契約するためです。こちらはこの後の議案第12号にて審議いただくこととしています。なお、支援センターと耕作者である実賃借人との契約解除については、先般センターより令和8年2月17日付けで契約解除の通知がありましたので申し添えます。

No.4について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は畑、面積333㎡、解約の理由は賃借人が水稲作付のため育苗ハウスとして利用していましたが、所有するトラクターが使用できなくなり、今後作付けができなくなったことから解約に至った次第です。

以上です。

議 長 それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議 長 では、お諮りします。

議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書確認審査について」を原案のとおり確認することにご異議のない方の挙手を求めます。

議長 全員であります。よって本案件は、原案のとおり確認することとしました。

議長 日程第3 議案第11号「農地法第3条の規定による許可処分について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。別紙審議一覧表及び参考図面をご覧ください。
土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番ほか2筆、地目は田1筆、原野2筆、面積は合計で3,198㎡、内容は所有権移転です。対価は△△△円で、10aあたりの単価は△△△円です。ぶどう、桃などの果樹を栽培する予定です。
以上です。

議長 本案件につきましては、先に現地調査がおこなわれておりますので、担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

1 番 菊地 洋幸 委員

それでは報告します。

さる4月17日、2番 佐藤茂美委員と私1番 菊地、および事務局職員とともに現地を確認してまいりました。

場所は〇〇地区内の月布川沿いに位置する農地で、一部荒地だった所もきれいに整地し果樹や野菜畑として作付けしており、今後も優良農地として管理していくと思われることから特段問題無いものと確認してきました。

以上報告いたします。

議長 ご苦労様でした。それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議長 では、お諮りします。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可処分について」を原案のとおり決することにご異議のない方の挙手を求めます。

議長 全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議長 日程第4 議案第12号「大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

- 事務局　ご説明申し上げます。別紙審議一覧表をご覧ください。
こちらは先程議案第10号で可決いただいた案件事項であり、地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画としての契約で、農地中間管理機構への貸付案件及び転貸先になる借受案件になります。
以上です。
- 議長　それでは、審議に入りますが、こちらの案件については会議規則第17条の議事参与の制限により、5番　五十嵐弘委員の発言をお控えください。何か質問等ございませんか。
- 議長　では、五十嵐委員を除く皆さんにお諮りします。
議案第12号「大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について」を原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
- 議長　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。
- 議長　日程第5　議案第13号「地域計画変更に係る意見聴取について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局　ご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。
地域計画については令和7年3月27日付けで策定されたところですが、今回計画の一部変更があり、その決定にあたり関係団体の意見を聴取しなければならず、このたび農業委員会からの意見を求められましたので、審議のうえ答申しようとするものです。
詳細については、担当であります農林課より直接ご説明申し上げます。
- 農林課　農林課農政係の堀と申します。それでは本件議案について説明いたします。
地域計画については、将来の農業の在り方を記載するとともに、目標地図という誰がどこの農地を管理していくかを示した地図とともに定めることとしており、令和7年3月27日付けで策定したところですが、今回当該計画内容の一部を変更したことから、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき関係団体の意見を聴取する必要があるため、このたび議案として上程するものであります。
変更後の計画案については、事前に配布しております資料のとおりでございますが、今回の変更内容は、令和8年2月に実施しております地域計画にかかる話し合いを基に、計画内の「4　地域内の農業を担う者一覧」の追加、変更及びこれに伴う目標地図の変更となっております。
以上です。
- 事務局　ではこれから目標地図をご覧くださいますが、補足部分がある場合は担当より説明のうえ、その後審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、事務局から説明のありましたとおり、審議の前に皆さんから目標地図の図面をご覧いただきその後審議に入ります。
暫時、休憩とします。

(休憩、目標地図の確認作業)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。
それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議 長 では、お諮りします。
議案第13号「地域計画変更に係る意見聴取について」を原案のとおり確認することにご異議のない方の挙手を求めます。

議 長 全員であります。よって本案件は原案のとおり確認することとし、大江町長に答申するものといたします。

議 長 日程第6 報告第2号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免にかかる専決事項の報告について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。

本件につきましては、去る4月1日付けの人事異動により、別紙のとおり農業委員会事務局職員の異動がありました。職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により農業委員会が任免することになっていますが、大江町農業委員会会長専決規程第3条に基づき専決処分をおこなったことから、同規程第4条に基づき報告するものです。

まず転出者ですが、齋藤恵美 農地係主任が総務課主任に異動となります。

また、農業委員会事務局長補佐を併任しておりました清野邦宏 農林課長補佐についてはその併任を解かれています。

転入者につきましては、事務局長補佐に健康福祉課の池田広貴課長補佐が任命されています。

以上です。

議 長 ただいま報告のありました件について、ご質問等ございませんか。

議 長 それでは、報告第2号については、事務局報告のとおりとします。

議 長 日程第7 報告第3号「農地改良完了報告について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。別紙一覧表及び参考図面をご覧ください。

No.1について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は田、面積2,328㎡、盛土により畦畔を高くし法面崩壊を防ぐための改良で、3月31日に完了しています。

No.2について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番ほか6筆、地目は田、面積は合計で13,789㎡、畦畔を撤去し作業しやすくするための改良で、3月28日に完了しています。

No.3について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は田、面積332㎡、No.2同様畦畔撤去の改良で、4月3日に完了しています。

No.4について、土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番、地目は田、面積302㎡、No.2、No.3同様畦畔撤去の改良で、4月15日に完了しています。

以上です。

議長 本件につきましても、先に現地調査がおこなわれておりますので、担当委員の方からその結果を報告をお願いします。

1 番 菊地 洋幸 委員

それでは報告します。

No.1については、東側部分が高低差のある法面で、大雨が降った場合大規模に崩壊するおそれもあることから、畦畔を高くすることで崩壊を防ぎ効果的であると確認してきました。

No.2から4についてはいずれも同じ改良内容であり、畦畔撤去により作業効率が上がるものと確認してきました。

以上報告いたします。

議長 ただいま報告のありました件について、ご質問等ございませんか。

議長 それでは、報告第3号「農地改良完了報告について」は、事務局報告のとおりとします。

議長 日程第8 報告第4号「農地改良届の報告について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。別紙一覧表及び参考図面をご覧ください。

土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,935㎡、畦畔を撤去し作業効率を上げるための改良です。

以上です。

議 長 本案件につきましても、先に現地調査がおこなわれておりますので、担当委員の方からその結果を報告をお願いします。

1 番 菊地 洋幸 委員

それでは報告します。

場所は〇〇の南東側に位置した農地で、東西に細長い田が2枚あり、大型機械での作業も大変なことから、畦畔を撤去することで効率よく作業できると考えられます。

以上報告いたします。

議 長 ただいま報告のありました案件については、会議規則第17条の議事参与の制限により、7番 伊藤真人委員の発言をお控えください。ではご質問等ございませんか。

議 長 それでは、報告第4号「農地改良届の報告について」は、事務局報告のとおり承認することにします。

議 長 本日本日予定しておりました審議案件は、以上であります。
これをもって、令和8年第4回総会定例会を閉会いたします。

(午後4時50分 閉会)

令和8年4月27日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____